

都市計画提案制度の 規模要件を緩和しました！



都市計画提案制度って何だろう？

土地所有者などが、決められた条件をクリアすれば、まちの将来計画である「都市計画」の内容を新しく作ったり、変更したりすることを市や県に提案できる仕組みです！
つまり、行政だけでなく、地域の皆さんもまちづくりの計画に積極的に参加できますよ！



いい制度だね！



規模要件はどう緩和したの？

市街化区域に限定し、提案できる面積要件を
0.5ha以上から0.1ha以上に緩和したよ！
制度の概要や緩和の内容は次のとおりです。



都市計画提案制度の概要

提案の要件

次の(1)～(3)を満たす必要があります

- (1)提案を行う区域が、0.5ha以上の一体的な一団の土地の区域(市街化区域に限っては0.1ha以上から提案可)
- (2)都市計画マスタープランなどの都市計画に関する法令上の基準に適合している
- (3)提案区域内の土地所有者等の2/3以上の同意を得ている

提案できる方

次のいずれかの方が提案できます

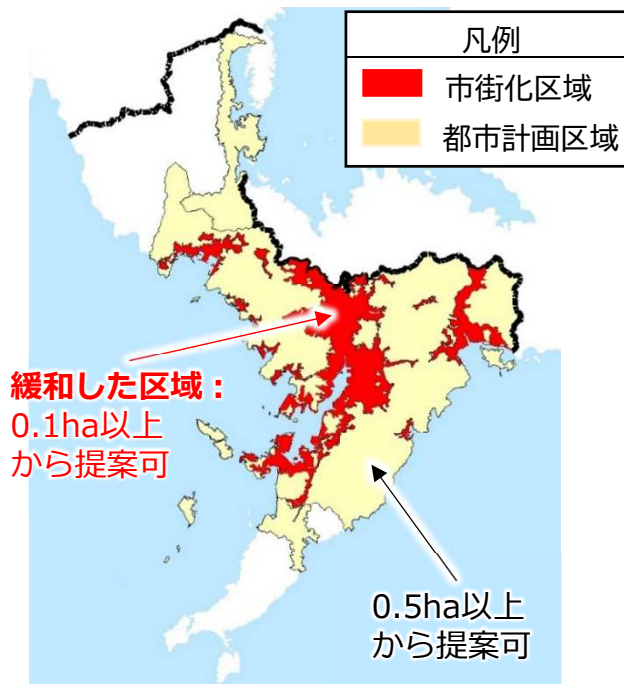
- 土地所有者：提案区域内の土地の所有者等
- まちづくり活動を目的として設立されたNPO法人、一般社団法人、一般財団法等
- 過去10年間に0.5ha以上の開発行為を行ったものがあるもの

緩和の内容

今までは、提案できる規模は0.5ha以上の面積が必要でしたが、民間主体のまちづくりを後押しするために、市街化区域に限り0.1ha以上の面積で提案できるように緩和しました。

POINT

- 面積要件: 0.5ha以上 ⇒ 0.1ha以上
- 緩和区域: 市街化区域に限定



提案内容のイメージ

規模要件の緩和によって、例えば、次のような地区のまちづくりのルールを定めた地区計画や用途の変更などが、0.1haから提案可能となりました。



緩和内容の詳細はこちら



都市計画提案制度の詳細はこちら

